

ふくしの ひろば



障害のある人を支援します!!
.....2



第167号

平成22年3月1日発行

桜島火山爆発総合防災訓練 2010年1月13日

地域福祉第一線

あんしん・安全に暮らせる地域社会づくりを目指して…4

地域と共に手をつなぐボランティア

高校生介護等体験……………5

ねんりん シルバー110番情報

高齢者と薬……………6

離婚と親権・養育費……………7

福祉人材・研修情報

福祉厚生センター(ソウェルクラブ)のご案内…8

介護実習・普及センター情報

地域ジュニアふれあい体験……………9

ふれあいプラザ なのはな館からのお知らせ

ふれあいプラザ なのはな館で!! ……10

県共同募金会からのお知らせ

ご協力ありがとうございました……………11

インフォメーション……………12

鹿児島県社会福祉協議会では、

「障害のある人が安心して暮らせる地域づくり」

を目指して、様々な事業を展開しています。

新規事業

平成21年度

障害者就労支援促進事業

技術力アップで販路拡大
みんなの頑張るを応援します

鹿児島県社会福祉協議会では県下の障害者の就労を支援するため、営業経験のある職員による販売促進の支援や木工、菓子職人の専門家が昨年10月から授産施設等を訪問し、施設が作っている商品の品質向上や技術の向上のための支援を展開しています。今号では、施設に対してどのような支援を行っているのかについてご紹介します。

技術支援

木工支援

施設の現状と課題

県内の施設においては授産品目として木工製品を製造・販売している施設は少ないのが現状です。木工を担当する指導員の力量や技能レベルは施設によって異なります。施設からは売れる商品の開発をしたいという要望が多くありました。



製作のポイントを説明

支援の内容

施設職員のレベルに応じて支援を行っています。施設によっては木工機械が整備不良状態になっている場合があり、機械の整備の仕方から着手し、木工の基本的な知識の習得のための支援を展開しました。



試作品を提案

支援の課題や問題点

木工に関する基礎知識が無いと応用した製品づくりは困難です。ケースによっては試作品を提案し、商品化も試みました。バザー等でも好評でした。



逆さにすると高さが変わる子供椅子

技術支援

洋菓子支援

施設の現状と課題

洋菓子製造に必要な機器の整備については、現在何らかの製造をしている施設と初めて取り組む施設とは状況に大きな違いがあります。施設からは利用者にも簡単にできて見栄え良く、売れる商品を支援して欲しいという声が寄せられました。

施設職員にクリスマス会の
ケーキ作りの支援



生クリーム絞り実演

支援の内容

新商品を製作し、商品化したいという施設の要望もありますが、それを具現化するためにも施設と話し合い、基礎的な技能の習得を優先し支援を行いました。



飾りつけ

支援の課題や問題点

支援においては基礎知識や基本技術の習得が最優先だと思います。また希望する商品を作りたいという一方で必要な道具が備わっていないところもあり、道具を買い揃えた施設もありました。



クリスマスケーキの完成

販売促進の支援

当事業では、営業経験のある促進員が施設職員と連携し、施設の授産品目の販売促進を行いました。販売促進に当たっては、「商品を売る」という視点から商品のPRと販路拡大に取り組みました。

販売促進の支援では、促進員2名により昨年10月から県内13の施設で1施設あたり5回程度の支援を行いました。施設側と販売促進にかける商品の選択から営業方法等の綿密な打合せを行い企業、ホテル、結婚式場、福祉施設等を訪問し、販路拡大に取り組みました。

(例：パンの製造・販売に力を入れている施設での展開事例)

パンの製造・販売を行っているA施設では、移動販売や委託販売での売れ残りによるロスの問題があり、給食等の注文販売を拡大できないかとの要望がありました。そこで、近隣の福祉施設等を中心に7施設を訪問・面談等を実施し、訪問先からは、「できるだけ協力したい」と好意的な反応も多く、実際にパンの注文も受注しました。

今回の支援活動の成果とも言えますが、今後、販路を拡大していくためには個別の支援にプラスして授産施設等を地域の皆さんに知ってもらう取り組みも大変重要だと思います。

施設からの事業に対する 評価について

施設アンケート結果から

ある施設の 感想・要望

●今後もこのような具体的な支援をしていただくととても助かります。是非、これからも地域と連携し、障害者の方々が自立していけるような支援を共にしていって頂きたいと思います。

●1施設ではなかなか出来ない販売促進、技術支援に大変感謝しています。施設において新しい視点で展開出来るきっかけをいただいたように思います。



継続事業

平成19年度～

障害者自立支援特別対策事業

障害のある方の
相談支援体制整備を推進しています

鹿児島県社会福祉協議会では、昨年度に引き続き、平成21年度においても鹿児島県から障害者自立支援特別対策事業の一部を受託し、県全体の障害者相談支援体制整備等の支援を推進しているところです。

I 鹿児島県 障害者自立支援協議会の運営

鹿児島県では、平成20年3月26日に、県全体の障害者相談支援体制整備の協議の場として『鹿児島県障害者自立支援協議会』を設置し、本会がその事務局の運営を行っています。

委員は、相談支援事業所・雇用・教育・医療・行政・その他関係機関の代表19名で構成され、市町村が行う相談支援体制の支援や地域自立支援協議会の運営・立ち上げ及び人材育成・研修のあり方等について協議を行っています。



II 地域自立支援協議会立ち上げへの 特別アドバイザーの派遣

障害者が地域で安心して生活するための相談支援体制整備を推進するため、先進地である滋賀県から特別アドバイザーを招聘し、県内各地区を巡回して、圏域及び市町村ごとの相談支援体制の整備や地域自立支援協議会の立ち上げ・運営等についての支援を行いました。平成21年度は、延べ7地区（参加者数延べ200名）において巡回指導・支援を実施しました。



III 障害者就労支援 ネットワーク会議の設置

障害者の就労支援を推進するため、公共職業安定所、就労移行支援事業所、特別支援学校等地域の関係機関と連携し、圏域単位で就労支援ネットワーク会議を設置しました。平成21年度は、公共職業安定所が中心となり圏域ごとに年2回会議を開催するとともに、就労支援情報の共有化を図るため、就労支援ホームページを開設しました。



IV 障害者を支援する 障害福祉人材育成研修の開催

それぞれの地域で、障害者の日常生活の相談支援等を行う方を養成するとともにサービスの質の向上を図るため、障害福祉人材育成研修を開催しました。平成21年度は、延べ721名の方が受講され研修修了者に対して、鹿児島県知事の修了証書を交付しました。



平成21年度 障害福祉人材育成研修 日程表

名称	研修区分	開催日	期間	場所	参加者	
相談支援従事者研修	前期	9月 1日(火)～ 2日(水)	2日間	自治会館	169名	
	後期	10月13日(火)～15日(木)	3日間	県青少年会館	54名	
サービス管理 責任者研修	全体	12月 7日(月)	1日間	自治会館	164名	
	分野別 研修	身体	12月 8日(火)～ 9日(水)	2日間	県社会福祉センター	25名
		知的・精神	12月10日(木)～11日(金)	2日間	市民文化ホール	80名
		児童	12月14日(月)～15日(火)	2日間	県社会福祉センター	33名
		介護	12月17日(木)～18日(金)	2日間	市民文化ホール	70名
		就労	12月21日(月)～22日(火)	2日間	市民文化ホール	74名
行動援護従業者研修	行動援護	2月17日(水)～19日(金)	3日間	県社会福祉センター	32名	
(計)			19日間		延べ721名	



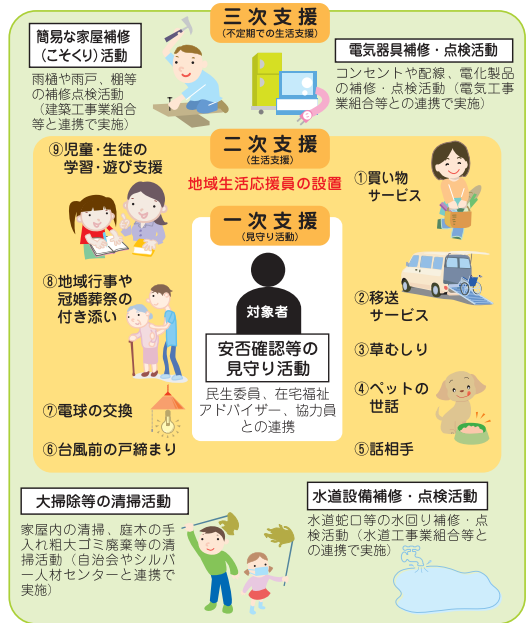


「地域福祉第一線」では、さまざまな地域福祉活動に先駆的に取り組む市町村社協や団体、または人物などを取り上げ、その活動を紹介します。

あんしん・安全に暮らせる地域社会づくりを目指して

地域福祉推進事業の取り組み

鹿児島県社会福祉協議会では、今年度より「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告」や「鹿児島県共生・協働型地域コミュニティのあり方に関する研究会報告」等に対応した、本会独自の『地域福祉推進事業』（市町村社協への助成事業）に取り組んでいます。地域課題に対応した活動を推進することによって、地域の福祉活動が具体的に動き出すための“呼び水”となることを狙いとしたものです。これまでの県内の市町村社協の具体的な取り組みについてご紹介します。



私たちの地域において求められていること

現在、県内においては支援を必要としている住民に対しての見守りや安否確認の活動、サロン活動等の住民主体の小地域福祉活動が積極的に展開されています。しかしながら、地域の中には例えば単身高齢者世帯等の買い物支援や布団乾し、電球交換やゴミ出しといった公的サービスや見守り、サロン活動だけでは対応できない、多様な生活課題があります。

本会では、こうした幅広い生活課題に対応し、地域住民の日常生活を支える地域福祉の実践活動を市町村社協から募集し、『地域福祉推進事業』として、地域での助けあい活動の活性化を図っています。現在、6市町（薩摩川内市、肝付町、南種子町、喜界町、徳之島町、和泊町）の社会福祉協議会において取り組みを始めています。

あんしん・安全ネットワークセミナーの開催

今年度は、“誰もがあんしんで安全な生活をおくれる地域社会”を作るという視点から、現在展開されている小地域ネットワーク活動を核としつつ、住民の生活課題に対応する、小地域福祉活動の展開方策について協議することを目的に、「あんしん・安全ネットワークセミナー」を開催しました。県内3ヶ所（薩摩川内市、肝付町、徳之島町）において開催し、たくさんの参加をいただきました。セミナーでは『地域福祉推進事業』に積極的な取り組みを実施している社協を中心に、地域における行政や民生委員・児童委員、ボランティア等の見守りを中心とした小地域ネットワーク活動について、パネルディスカッションが行われました。パネルディスカッションでは、パネリストによる事例発表や地域づくりのための積極的な意見交換がなされ、参加者は熱心に聞き入っていました。



H21.11.27肝付町会場



H22.1.26徳之島町会場



H21.12.15薩摩川内市会場

市町村社協の取り組みの一例 肝付町社会福祉協議会 (川上地区)



住民座談会



ごみ分別・運搬の支援



ニーズと支援のマッチング

肝付町会場においては、肝付町社協がモデル地区として地域福祉推進事業に取り組んでいる川上地区の状況が紹介されました。

山間にある肝付町川上地区は、人口371人、170世帯、高齢化率43.7%であり、地域住民の共助が必要不可欠な地域です。町社協では、【住民座談会】において事業の趣旨説明を行い、地域住民を対象に日常支援のニーズ調査を実施しました。調査結果をもとに、【ニーズと支援のマッチング】を行い、【ごみ分別・運搬の支援】などの、住民同士の支え合い活動を始めました。その他の市町村社協においても、イメージ (右上図) のように、地域の見守り活動を基盤として、日常的な生活課題の把握と対応をすすめています。

このように、まだ県内での取り組みは始まったばかりですが、本会では、よりよい地域社会づくりへの手助けとなるよう、「地域福祉推進事業」をとおして市町村社協への支援を続けていきます。

地域に役立つ人材の育成を目指して

高校生介護等体験特別事業

霧島
市立

国分中央 高等学校



霧島市立国分中央高等学校は、明治39年「精華学校」として設立され、創立103年の歴史と伝統を誇る学校です。現在、園芸工学科・生活文化科・商業科・情報会計科の4学科、885名の生徒が「至誠・自律・敬愛」の校訓のもと、日々勉強やスポーツに取り組んでいます。本年度から3年間、県社会福祉協議会の「高校生介護等体験特別事業」指定校として、福祉ボランティア活動を体験し、福祉マインドや社会連帯感をはぐくむため、生活文化科を中心に取り組むことになりました。

■ベッドや車椅子を使った介護体験

この事業を効果的に推進するために、学科の選定や年間計画、訪問する福祉施設、留意点等を事前学習し、家庭看護・福祉の授業を通して基本的な介護技術を学んでいます。

昨年12月に、鹿児島医療福祉専門学校の中森美恵子先生の「介護福祉講演会」を開催し、現在の福祉施設や介護の現状について学びました。

また、1月には生活文化科の3年生を対象に「健康生活支援講習」を開催し、日本赤十字社県支部及び鹿児島赤十字病院から講師を招き、ベッドや車椅子を使った身体介護の心構えを学習し、介護体験をしました。

参加した田崎綾乃さんと河野百合恵さんは、「初めての介護体験で考えていたよりも難しく、介護は実際に体験しないとわからないことが多く勉強になりました。今後は専門学校に進学し、社会に役立つ仕事をします。」と力強く話してくれました。



ベッド・車椅子を使った介護体験

■緑のカーテン事業に参画

園芸工学科では、園芸に関する知識や技術を学んでいます。授業で学んだことを生かし、5月に霧島市シビックセンターで開かれた「緑のカーテン」事業研修会にボランティアとして参加し、地球温暖化対策の一翼を担うことができました。

この事業は、つる性の植物を植え、直射日光による室内の温度上昇を抑制する事業で、苗の植え方・育て方、ネットの張り方等の説明をしたり、生徒が育てたニガウリ、ヘチマ、キュウリの苗を参加者に配布したりして多くの市民に喜ばれました。



緑のカーテン事業

■介護老人保健施設等での介護体験

ボランティア部員23名は、地域の行事や清掃活動に積極的に参加しています。5月の上野原縄文の森春祭りでは、運営ボランティアとして参加し、子ども達の製作活動を支援しました。

主なボランティア活動として、移動博物館ボランティア、海岸清掃、薬物追放キャンペーン、介護老人保健施設での介護体験、地区社会福祉協議会での活動発表等を行いました。また、ダンス部は、全国のダンスフェスティバルに連続4回出場しています。この結果が生徒達の自信となり、様々な地域行事にボランティア出演しています。

生徒達の躍動感あふれる演技は、市民にも好評で「元気をもらった」、「感動した」など多くの激励の言葉をいただいています。



薬物追放街頭キャンペーン



縄文の森でのパフォーマンス

本校は今後も様々な教育活動の中で介護体験等を通じた福祉教育を継続的に取り組んでまいります。

高齢者と薬



はじめに

先日夜中のことです。変な気配を感じて目を覚ましてみますと、家内が床の上をゴソゴソと這っているのではないですか。「どうしたの」と聞くと、寝とぼけたような声で「立てなくて歩けないの」と言っています。びっくりして起きあがってみると、夜中にトイレに行きたくなくて起きたら、体に力が入らず歩けないとのことでした。そのわけは、なかなか寝付かれなかったので、遅くなってから勝手に睡眠薬を飲んだのだそうです。皆さんもそういう経験はありませんか。年をとると一般的に寝付きが悪いし、しばしば目覚めて十分に熟睡することができないものです。そこでついつい眠り薬に頼りがちです。ところが、年を取ってからのお薬の飲み方には、十分な配慮がなければ重大な結果を招くことがあります。特に、睡眠剤や精神安定剤などは注意が必要です。最近では、厚生労働省や日本老年医学会などから「高齢者の安全な薬物療法」に関する本も出ていて注意が促されています。

薬の飲み方の注意

そこで、高齢者の薬の飲み方について、注意しなければならないことを考えてみましょう。まず、年をとってくるといろいろな病気を持っているものです。例えば高血圧・神経痛・関節痛・便秘や胃腸の病気・目や耳の病気・皮膚の変化などです。しかも慢性の病気が多いので、いくつもの医療機関からたくさんの薬をいただいていることがあります。その中には単なる加齢変化によるもので服薬しないでよいものもありましょうし、同じ作用の薬を重ねて飲んでいたり、お互いに作用を打ち消している薬や禁忌(使用してはいけない)の薬を使用している可能性もあるでしょう。このようなことを避けるためには、使用している薬は必ず主治医に報告しておきましょう。特に睡眠剤や精神安定剤は正しい飲み方をしないと、転倒・骨折を起こして寝たきりになる例が多いので、注意しましょう。

Q どんな薬があるの？

一口に「おくすり」といっても、日常使用している薬には、内服薬(飲み薬で、粉薬・錠剤・カプセル剤・水薬・舌下錠剤など)、塗り薬、貼り薬、座薬(肛門から入れる薬)、うがい薬、点眼薬、吸入薬などとその目的と薬の作用から多くの種類があります。注射薬にしても、皮下注射、静脈注射、点滴注射、筋肉注射と非常に種類も多いです。



Q 高齢者の身体は？

一方、薬が作用する身体のほうも若いときに比べると、いろいろな臓器の働きは落ちています。また、いろいろな使用した薬が、体の中でどのように吸収されて、どこにどう作用し、いつごろどのようにして排泄(体外に出ていく)されていくかよくわかっておりません。薬の吸収は大きな差はないらしいですが、肝臓の働きや腎臓の働きには、高齢者では「加齢現象」という変化が起こっていますので、若いときに比べると臓器の働きが半分くらいになっていることがあります。特に腎臓の働きは30歳のときの働きを100とすれば80歳位では50位に落ちているといわれています。したがって、腎臓から排泄されるお薬は体の中に永く残って作用することになります。肝臓の働きも落ちているので、お薬の解毒作用(効かなくなるようにする作用)も落ちています。このように、薬に対する反応も若い成人と異なります。皆さんは、お孫さんや小さい幼児に薬を飲ませるときは、半分とか3分の1とか調整して飲ませるでしょう。高齢者にもこのような配慮が必要です。

Q 気をつけることは？

非常に多いのは、飲み忘れや飲み過ぎです。私もいつも余ったり足りなかったりしています。最近ではこれを「薬物管理のコンプライアンス」と言って高齢者では大変重要な問題とされています。皆さんも飲み忘れの問題ではいろいろ工夫をしておられると思います。例えば3回分を分割して入れる容器を使用したり、曆に袋を作って分けて入れておいたり。自分で管理できないときは家族の応援を貰いましょう。最近「お薬手帳」が利用されるようになっていきますので、利用を勧めます。これには、一つの病院だけでなく診てもらっているすべての病院の薬を書いてください。

おわりに

お薬によっては大き過ぎたり、数が多かったりして大変飲みにくいものがあります。高齢者になると飲み込む力が落ちていて「誤嚥(ごえん)」(飲んだ薬が気管に入ること)を起こしやすいですし、特にカプセルになっているのは、十分な水で飲まないと、食道にひっかかって食道潰瘍(かいよう)を作ることがありますので、注意してください。お薬は正しく使用して、毎日の生活が快適に送れて、しかも病気も早く良くなるようにしたいものです。

鹿兒島シルバー110番 医療専門相談員 医師 新村 健

離婚と親権・養育費



Q 娘は5年前に結婚し3歳の女の子がいます。ところが、最近婿に愛人ができたと言って孫を連れて実家に帰ってきました。娘は離婚したいのですが、婿は親権と養育費のことで応じてくれないといひます。離婚するにはどうすれば良いのでしょうか。

A 幸せを願って結婚したはずなのに、離婚する夫婦が絶えません。離婚するにはそれなりの理由があるのですが、離婚するにしても、せめて、子供が健やかに育ち幸せな人生を送れるようにしたいものです。

今回は離婚の方法と親権・養育費のことをご紹介します。

離婚の方法 離婚する主な方法としては、「協議」、「調停」、「裁判」の3つの方法があります。

区分	内容と成立	手続きと留意事項	摘要
協議離婚	夫婦で話し合い合意すれば離婚届を役所に提出し、受理されれば離婚が成立	<ul style="list-style-type: none"> 将来のトラブル防止のため、合意内容を離婚協議書として公証人役場で公正証書にする。 公正証書は判決書と同じ効力があり、相手が約束を守らないときは、強制執行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 離婚の方法としては最も多く約9割を占めるといわれている。 費用は弁護士に依頼しなければほとんどかからない。公正証書の作成手数料(2~3万円程度)
調停離婚	家庭裁判所の調停員を仲裁人にした話し合いで、調停が成立すれば、離婚は成立。成立後10日以内に役所へ離婚届を提出する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 相手方の居住地を管轄する家庭裁判所へ調停申立書を提出 調停員は、男女1名ずつの調停員と裁判官1名の3名で構成。 調停の方法は、調停員が夫婦別々に双方から話しを聞き合意形成を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の離婚夫婦のうち約8%は調停離婚といわれている。 費用は申立手数料と郵便切手代で2,000円程度 終了までの所要期間は、ほとんどが半年以内だが1年を超えるものもある。
裁判離婚	裁判所に訴え出て裁判所の判断に従う。判決で離婚が認められ、判決が確定すれば離婚は成立。戸籍法上、離婚届を役所に提出する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> いきなり裁判はできない。まず、調停を経る必要がある(調停前置主義) 夫婦どちらかの居住地を管轄する家庭裁判所へ訴状を提出。 以後、答弁書による相手方主張の認否や準備書面による双方の主張、書証や証人尋問などの証拠調べを経て判決がなされる。 	<ul style="list-style-type: none"> 離婚訴訟の管轄は地方裁判所だったが、現在は家庭裁判所。 「法定離婚原因」次のどれかに該当しなければ、離婚は認められない。①不貞行為 ②悪意の遺棄 ③生死が3年以上不明 ④強度の精神病 ⑤婚姻を継続し難い重大な理由 弁護士に依頼するのが一般的 費用は、着手料(30~50万円)、成功報酬(経済的利益の約1割)などでケースバイケース 裁判離婚の約8割は1年以内に判決が出されているという。

親権とは？

子供に対する親権は、婚姻期間中は夫婦が共同して持っていますが、離婚するときにはどちらか一方を親権者と定める必要があります。離婚届に親権者が記入されていないければ、離婚届は受理されません。親権は、大きく身上監護権(子供の身の回りの世話をしたりつけや教育をする)と財産管理権(子供の財産を管理し法的手続きを代行する)に分けられます。どちらを親権者とするかは判定基準は、どちらが親権者になったほうが子供の利益になるかです。通常、乳幼児や10歳未満の場合は母親になるようですが、15歳以上の場合、子供の意見も尊重されます。

養育費とは？

離婚により夫婦関係は解消されますが、親子関係は解消されません。離婚して別居していても、子供が成人するまでは親としての扶養義務があります。養育費は配偶者へ支払われるのではなく、子供へ支払われるものです。その金額は、双方の収入や子供の年齢・人数などにに基づき算定されますが、最近、東京・大阪の裁判官などによる「養育費算定表」が作成され、裁判でも活用されているようです。

支払方法は一括払いではなく月額払いが一般的ですが、支払期間は、「成人するまで」、「大学卒業まで」などいろいろあるようです。

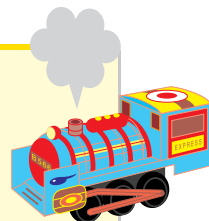
なお、定められた養育費について、その後の失職や入院など事情の変更が生じたときは、増額又は減額が認められますので、話し合いでまとまらないときは、最寄りの家庭裁判所へ相談してください。

支払われないときは？

定められた養育費が支払われないときの対抗手段としては、「履行確保」と「強制執行」があります。履行確保は、家庭裁判所が相手方へ約束を履行するよう勧告するものですが、強制力はありません。「強制執行」は、地方裁判所が相手の財産(不動産や給料など)を差し押さえて、そこから支払いを受ける手続きです。通常、差し押さえの範囲は給料の4分の1ですが、養育費の場合、2分の1です。

おもちゃ病院を開院します！

「かごしまおもちゃ病院」では、壊れたおもちゃを修理する「おもちゃ病院」を、毎月第2日曜日に福祉機器展示相談センターにおいて開院します。おもちゃ病院は、壊れたおもちゃを修理し、子どもに「もの」の大切さやおもちゃの仕組みを教えるボランティア活動です。多くの方の来院をお待ちしています。修理代は無料ですが、材料代が必要になる場合があります。



日時(予定) 平成22年3月14日(日) 13時~16時
平成22年4月11日(日) 13時~16時

会場 福祉機器展示相談センター
(鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター内)

問い合わせ先 **かごしまおもちゃ病院 院長 前田 滋 (TEL 090-5028-6947)**

福祉厚生センター (ソウェルクラブ)の ご案内



社会福祉の職場を「魅力ある・楽しい職場」としていくためには、そこで働く職員の福利厚生の充実を図っていくことが不可欠です。平成6年、社会福祉法により設置された福利厚生センター（ソウェルクラブ）では、全国規模で福利厚生事業を共同化することにより、数のメリット（現会員約20万人）を最大限に生かし、単独ではなし得ない、質の高い多種多様なサービスを展開しており、加入団体の皆様から大変好評を得ております。

また、当県事務局では、観劇・コンサート・野球観戦・ゴルフ・テーブルマナー教室などを安価で提供し、多くの会員に参加していただいております。

ソウェルクラブに多くの団体をご加入いただきますよう、ご案内いたします。

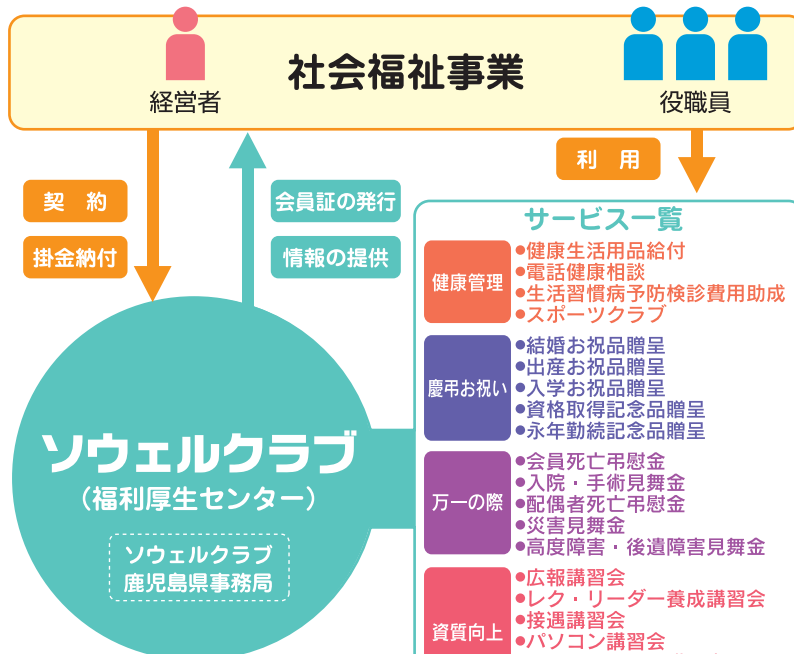
お問い合わせ先

鹿児島県社会福祉協議会
福祉人材・研修センター

TEL 099(256)6767

FAX 099(250)9363

ソウェルクラブのしくみ



HPアドレス

<http://www.sowel.or.jp/>

加入できる職員

- 社会福祉事業に携わる常勤の役職員。
- 非常勤職員、嘱託職員、パートタイマーなどの職員及び法人の非常勤役員や、同一法人において社会福祉事業以外の公益事業、収益事業に従事する職員も加入できます。

掛金

- 掛金は職員一人当たり毎年度1万円です。

契約期間

- 毎年4月1日から翌年3月31日までの1年契約で、退会の申し出がない限り契約は更新されます。



- ### サービス一覧
- 健康管理**
 - 健康生活用品給付
 - 電話健康相談
 - 生活習慣病予防検診費用助成
 - スポーツクラブ
 - 慶弔お祝い**
 - 結婚お祝い品贈呈
 - 出産お祝い品贈呈
 - 入学お祝い品贈呈
 - 資格取得記念品贈呈
 - 永年勤続記念品贈呈
 - 万一の際**
 - 会員死亡弔慰金
 - 入院・手術見舞金
 - 配偶者死亡弔慰金
 - 災害見舞金
 - 高度障害・後遺障害見舞金
 - 資質向上**
 - 広報講習会
 - レク・リーダー養成講習会
 - 接遇講習会
 - パソコン講習会
 - メンタルヘルス講習会
 - 海外研修
 - 余暇活用**
 - 指定保養所
 - 会員制リゾート施設
 - 全国提携宿泊施設
 - 海外リフレッシュツアー
 - クラブ・サークル活動助成
 - テーマパーク
 - ゴルフ場
 - 国内・国外旅行
 - レンタカー
 - 生活サポート**
 - 特別資金ローン
 - 特別提携住宅ローン
 - クレジットカード
 - ソウェル積立保険
 - ソウェル団体生命保険
 - ソウェル入院保険
 - ソウェル傷害保険
 - ソウェルがん保険
 - ショッピング
 - スポーツ・カルチャー
 - マイカー購入応援事業
 - 地域**
 - 会員交流事業
 - 地域開発メニュー
 - 情報**
 - 会員情報誌、ソウェルクラブニュース
 - インターネット
 - (ホームページ・学天ソウェル)

福利厚生センターのサービス紹介

全国203,000人の会員のスケールメリットを活かし、多くのサービスを提供しています。

結婚お祝い品・出産お祝い品贈呈

会員が結婚した場合、会員または配偶者が出産した場合1人当たり1万円の商品券を贈呈します。

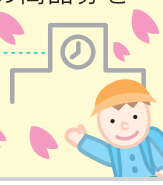
全国で、結婚お祝い品4,074人、
出産お祝い品、4,935人に贈呈。
(H20年度)



入学お祝い品贈呈

会員の子供が小学校、中学校に入学した場合に、1人当たり5,000円の商品券を贈呈します。

全国で、
9,394人に贈呈。
(H20年度)



永年勤続記念品贈呈

勤続、5・10・15・20・25・30年を迎えた会員へ5,000円～50,000円相当の記念品を贈呈します。

全国で、
20,672人に贈呈。
(H20年度)



地域ジュニア ふれあい体験

平成21年9月から、県民交流センターでの体験教室に加え、職員が直接県内の小・中・高校に出向いて「地域ジュニアふれあい体験」を実施しています。今回は、その取り組みの様子についてご紹介いたします。



手作りの横断幕を持って各学校に福祉の種まきに出かけます



車いす体験



日頃、何気なく歩いている校舎の中で段差・階段・スロープなどの体験。

「歩けるってありがたいね」とつぶやく子どもの声。

高齢者疑似体験



「腰が曲がり、視野もせまくて、体が全く思うように動きませんでした。これからは、自分から進んで困っている人に声をかけたいです」(6年T)

思いやりの心



一人ひとりが人権の花「ひまわり」の大輪を咲かせるため、体験を通して花びらを貼付けし、現在直径2mまで大きくなっています。

平成21年度
体験実績



区分	学校数(校)	参加者数(人)
小学校	25	1,237
中学校	3	45
小中併設	2	312
高校	4	635
計	34	2,229

平成22年1月20日現在

体験の感想より

わたしのおばあちゃんは、足がいたいとよく言います。わたしは、今までおばあちゃん達が歩道を歩くとき、早く行けばいいのと思っていました。でも、お年寄りのことを考えることができるとてもよかったです。これからどんな人にも親切にしたいです。(5年Y)

地域で困っているお年寄やけがをしている人たちを見つけたらまず声かけをして手伝ってあげる。そうすればこまっている人たちが笑顔になれるかなあと思いました。(4年T)



お問い合わせ先

鹿児島県介護実習・普及センター

(運営：鹿児島県社会福祉協議会)
〒892-0816 鹿児島市山下町14番50号(かごしま県民交流センター内)

TEL 099-221-6615 FAX 099-239-0384

E-mail kaigo2@kagoshima-pac.jp



研修施設
芝生広場は無料ですが、その他の施設を利用する場合は、別途利用料が必要になります。
また、ご利用前に、施設の空き状況の確認のため、ご連絡ください。
健康増進施設

利用料
温泉（内風呂、露天風呂）
大人310円

ふれあいプラザなのはな館は、鹿児島県が、明るい活力ある長寿社会づくりをめざして展開している「すこやか長寿社会運動」の中核施設です。
当館には、研修施設（芝生広場、体育館、音楽室、陶芸室など）、健康増進施設（プール、温泉）、宿泊施設があります。

生きがいづくり、ふれあいづくり、健康づくり
ふれあいプラザ なのはな館で!!



和室



洋室

宿泊施設
2人、4人、8人部屋
合計12部屋（定員50人）
宿泊代（お一人様）
2,280円（11月～4月）
2,230円（5月～10月）
※宿泊条件（家族の場合1人、グループの場合2人以上60歳以上の方が含まれるなどの条件があります。）



内風呂



温水プール

プール（温水プール、サウナなど）
大人200円
※お得な回数券もあります。

お問い合わせ先 指宿市東方9300番地1 TEL 0993(27)1221

社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>

社会福祉施設のさまざまなリスクに対応するために!

プラン1

施設の業務中事故賠償補償

- ① 基本補償
- 基本補償(A)は、法人業務を包括的に補償
 - 見舞費用付補償(B)は、賠償責任のない場合の見舞金も補償
 - オプション・医療事故補償も充実
- ② 個人情報漏えい対応補償
- 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含みます)に補償
 - クレーム対応費円、見舞品購入資用等を補償

プラン2

施設利用者の傷害事故補償

- ① 入所型施設利用者の傷害補償
- ② 施設送迎車搭乗中通所型施設利用者の傷害補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3

施設職員の災害事故補償

- ① 施設の労災上乗せ補償
- ② 施設職員の傷害事故補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償

プラン4

施設の什器・備品 損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

◆ 加入対象は、社会福祉法人等で運営している社会福祉施設です。

- 全国社会福祉協議会のスケールメリットを活かし、充実した補償内容
- 団体契約のため有利な補償と割安な保険料(掛金)
- 迅速で丁寧かつ適正なお支払い

● この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記をお願いします

団体契約者
社会福祉法人
全国社会福祉協議会

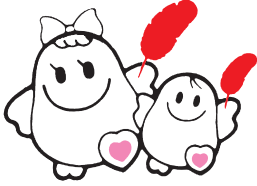
取扱代理店
株式会社 **福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

〈引受幹事保険会社〉株式会社 損害保険ジャパン

〈SJ08-11763, 2009.02.25〉

県共同募金会からの
お知らせ

地域の福祉、みんなで参加



☎ 099 (257) 3750

URL <http://www.minc.ne.jp/akaihane>

皆様の善意に感謝いたします!

平成21年度共同募金総額は
3億251万5千円になりました。
ご協力ありがとうございました。

平成21年度 目標額と実績額

区分	目標額 (円)	実績額 (円)	達成率 (%)	実績額前年度対比		
				増減(円)	比率(%)	
一般募金	268,343,000	253,903,872	94.6	△11,437,716	95.7	
たすけあい募金 歳末	地域歳末 たすけあい	41,157,000	42,259,885	102.7	△1,918,951	95.7
	NHK歳末 たすけあい	7,500,000	6,352,018	84.7	△1,147,982	93.9
計	317,000,000	302,515,775	95.4	△13,772,346	95.6	

目標額と実績額

平成21年度の目標額と実績額は左表のとおりです。
一般募金と歳末たすけあい募金を合わせた目標額3億1千7百万円に対し、実績額は3億251万5千円となり、達成率は95.4%となりました。

募金の配分

一般募金の配分については、公正を期するため学識経験者等で構成される「配分委員会」で配分案を作り、理事会で決定され、社会福祉協議会をはじめとする民間福祉団体、福祉施設、ボランティアグループや、安心・安全なまちづくり活動を行う町内会等へ、4月以降に配分されます。
歳末たすけあい募金のうち「地域歳末たすけあい」については、全額が各市町村社会福祉協議会に配分され、それぞれの地域で支援を必要とされる方がたへ見舞い金品の贈呈や、地域住民が中心となって参加できる福祉サービス事業等に活用されました。「NHK歳末たすけあい」については、県内の支援を必要とする方がたや児童福祉施設の子どもたち、グループホームの入居者へそれぞれ希望の品物をお贈りしました。

昨年10月1日から12月31日までに共同募金運動にお寄せいただいた募金の総額（一般募金と歳末たすけあい募金）は、3億251万5千円となりました。ご協力いただきました県民の皆様から感謝申し上げます。



子どもたちから寄せられた
お礼のメッセージ

ありがとう
メッセージ

「NHK歳末
たすけあい」

児童養護施設 三州原学園
(鹿兒島市)

NHK歳末たすけあい義援金よりホットカーペットをいただきました。寒い日も温かく過ごせるので子どもたちは大喜びです。

共同募金の
配分希望申請受付に
ついて

民間社会福祉施設の増築や、備品・設備等の整備のため、平成22年度共同募金を財源とする平成23年度の配分を希望される施設等は、22年4月12日までに所定の「共同募金配分金希望申請書」に関係書類を添えて、県共同募金会へ提出してください。なお、地域福祉に関するさまざまな分野で、住みよい地域づくり活動に取り組む団体・ボランティアグループを支援する「公募事業」の助成金についての申請受付期間は、平成22年10月1日から11月30日までとなっております。ご注意ください。

配分対象の事業や申請に必要な書類等については、本会のホームページで確認できます。様式等はダウンロードしてご利用ください。

詳しくは、県共同募金会
または各市町村の支会・分会
(社会福祉協議会内)に
お尋ねください。

インフォメーション

information

みなさまのご厚意に感謝いたします。



次の方がたから、寄付金等のご厚意が本会に寄せられました。
ありがとうございました。(平成21年12月～平成22年2月)

- (故)北園幸夫 様
- 熊本陸軍予備士官学校五期生会鹿児島県人会 様
- (株)ガードシステム鹿児島 様
- 匿名 様(お二人)



○かごしま中央農業協同組合 様
チャリティー事業で集まった益金を寄付される
常務 有川 道弘 様(右)



○鹿児島県電気工事業工業組合
青年部協議会 様
車椅子を贈呈される
青年部協議会会長 永留 博文 様(中央)と
役職員の皆様



○鹿児島食品二十日会 様
会員のチャリティー募金を寄付される
株式会社大阪屋 次長 吉留 信也 様(左)と
株式会社竹之下 代表取締役社長
宇野 圭郎 様(中央)



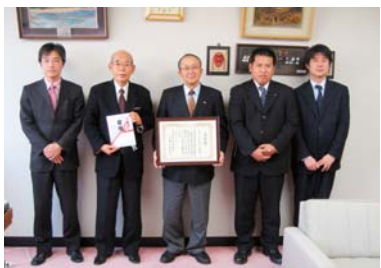
○フレスタかごしま商店会 様
駅ビル再開発に伴い、商店会を解散することになり、
残余財産を寄付される
商店会会長 中村 修 様(右)



○住友生命保険相互会社 様
かごしま365景カレンダーチャリティー募金を
寄付される
鹿児島支社長 益田 聡 様(右から2人目)
と役職員の皆様



○亀田興毅 様
チャリティーパーティで寄付される
WBC世界フライ級チャンピオン
亀田 興毅 様(右)



○社団法人
鹿児島県サッカー協会 様
チャリティーバザーの益金を寄付される
協会副会長 松澤 隆司 様(中央)

始良市社協が 4月1日誕生します。

旧始良町、旧加治木町、旧蒲生町の3町が
3月23日市町村合併するのに伴い、4月1日、
始良市社会福祉協議会が誕生します。本所は、
旧始良町社会福祉協議会に設置されます。

新住所

〒899-5432

始良市始良町宮島町13-9 TEL 0995-65-7767



広報紙「ふくしのひろば」は
本会のホームページでもご覧になれます。
また、お問い合わせは総務部にて受け付けております。

TEL 099(257)3855 FAX 099(251)6779

E-mail soumu4@kaken-shakyo.jp

★この広報紙は、共同募金会の協力を得て発行されています。